

『白山人類学』投稿規定

1 本誌の名称および目的

本誌は、日本語名を『白山人類学』、英語名を *Hakusan Review of Anthropology* と称し、白山人類学研究会の会誌として、会員による研究成果の発表およびこれに関連する情報・資料を提供するものである。本誌は年1回3月に刊行される。

2 投稿資格

投稿は原則として本会会員に限る。ただし、編集委員は非会員に対しても寄稿を依頼することがある。

3 掲載原稿

原稿は、広義の人類学的な視点に立った研究成果を中心とする。その種類は、原則として以下のように区分する。

- a. 論文（研究成果の発表）
- b. 研究ノート（試論的な報告）
- c. 翻訳（日本語以外の言語による論文の日本語訳）
- d. 資料（フィールドワーク等に基づく一次資料、原典史料の提供）
- e. 書評（新刊書の書評）
- f. 資料紹介・研究活動紹介（公開資料や研究活動、学術集会などの紹介）
- g. フィールド通信（フィールドワークの記録や短報）

a-cは400字詰め横書き原稿用紙で概ね60枚以内、dは30枚以内、e-gは15枚以内とする。いずれも未発表のものに限る。原稿には論文タイトル、投稿者の氏名、所属機関、所属機関、連絡先（電子メールアドレス）、英語タイトル、ローマ字氏名、所属の英語名を付記すること。aおよびbには、200-500語程度の英文要旨、日本語および英語のキーワードをつける。

4 原稿の作成・投稿の手続き

- (1) 原稿の作成にあたっては、本誌の執筆要項に従うこと。
- (2) 使用言語は日本語または英語に限る。日本語については、できるだけ常用漢字・新かなづかいを使用する（英語論文の執筆要領等については、編集委員に相談すること）。
- (3) 原稿は原則としてMSワードで作成し、電子メールに添付して編集委員に送付する。あるいはUSBメモリ等の電子媒体に保存の上、編集委員に郵送する。電子メールの本文または郵送の場合は別紙に、使用ソフトのバージョン等を明記すること。
- (4) 日本語タイトル、執筆者の氏名、連絡先、使用ソフトのバージョン等を本誌巻末掲載の「投稿票」の様式に従って記入し、原稿とは別の「投稿票」ファイルとして電子メールに添付して編集委員に送付する。原稿郵送の場合は、プリントアウトしたものを原稿に同封すること。投稿票は、白山人類学研究会ウェブサイト（下記8「原稿の送付先・問合せ先」参照）からダウンロードすることもできる。

- (5) 電子メールによる送付、郵送、いずれによる投稿の場合も、編集委員は電子メールで受領確認を投稿者に送付する。投稿後の一定期間、編集委員から連絡がない場合は、添付なしの電子メールか電話で編集委員に問い合わせること。
- (6) ウィンドウズ標準フォントに存在しない特殊文字、または制御記号や文字飾りを使用する場合は、投稿時に編集委員に相談すること。
- (7) 図、表、写真は、原則として原稿本体とは別に準備し、「図」、「表」、「写真」等の名のファイルにまとめること。送付方法は原稿の場合と同じ。原稿採用後、編集委員が図、表、写真のレイアウトや提出方法を別途指示することもある。
- (8) 郵送された原稿（図、表、写真を含む）および電子媒体は、本誌への採否に関わらず投稿者に返却しない。刊行後しばらく保管した後、編集委員で処分する。
- (9) 各号の投稿締切日は毎年11月30日とする。

5 原稿の採否・最終原稿の提出手続き

- (1) 論文・研究ノートの採否ならびにその区分については、投稿、依頼を問わず、本誌の査読規定に従うものとし、原則として2名の査読者（レフェリー）による査読の上、編集委員が決定する。原稿採用の条件として原稿の修正を求める場合がある。
- (2) 著者による校正は、原則として初校のみとする。誤字・脱字と誤植以外の変更は、必要最低限にとどめる。加筆および訂正が必要以上に多い場合は、採用を取り消すこともある。

6 原稿料の支払い等

- (1) 原稿料の支払いはしない。
- (2) 抜き刷りは、著者負担で作成することとする。

7 著作権

採用原稿については、著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権（いずれも電子形態による場合を含む）を白山人類学研究会代表に譲渡することとする。

8 原稿の送付先・問合せ先（2020年度）

〒112-8606 東京都文京区白山5-28-20

白山人類学編集委員

東洋大学社会学部 山本須美子（編集委員長） 永津一史

E-mail: yamanoto-s@toyo.jp/ nagatsu@toyo.jp

* 電子メールに添付して原稿を送付する場合は、かならず双方あてに送信すること。

白山人類学研究会ウェブサイト：<http://hakusan-jinruigaku.toyo.ac.jp>

9 本規定の改廃

本規定の改廃は、白山人類学研究会運営委員の承認によっておこなう。

10 附則

本規定は、2020年4月1日から施行する。